

## 高体連名寄支部・道専門委員内規

高体連名寄支部規約第5条、第18条に基づき、専門委員内規を次の通り定める。

- 1 事務局 支部事務局がその任にあたる。
- 2 事業 (1)支部の運営  
(2)大会の企画・運営  
(3)顧問会との連絡調整  
(4)競技団体との連絡調整  
(5)競技に対する研修、普及、指導  
(6)道専門部との連絡調整
- 3 委員 (1)資格  
ア 加盟学校当該種目顧問であること。  
イ 転勤等により所属支部を離れた場合は、委員の任務も離れる。  
ウ 勤務する学校の校長が承認したものとする。  
  
(2)構成  
各種目とも道専門委員1名と必要により、支部内専門委員若干名で構成する。  
  
(3)選出方法  
顧問会議で候補者を推薦し、理事総会で決定する。  
  
(4)任期  
ア 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
イ 委員の欠員補充は支部長の責任において速やかに行い、その任期は前任者の残存期間とする。
- 4 会議 (1)専門委員会議  
高体連名寄支部の運営に係わり必要に応じて支部長の招集により顧問会議を開催し専門委員を中心に大会運営等につき協議する。  
  
(2)顧問会議  
種目ごとに支部大会、新人大会に際し支部長の招集により顧問会議を開催し専門委員を中心に大会運営等につき協議する。
- 5 その他 各種日の当該年度の道専門委員不在の場合は、事務局がこれを代行する。